

# 第24回核燃料安全専門審査会

## 議事録

原子力規制庁

## 第24回核燃料安全専門審査会 議事録

### 1. 日時

令和元年9月9日(月) 13:30～15:30

### 2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

### 3. 出席者

#### 核燃料安全専門審査会

##### < 審査委員 >

榎田 洋一	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科	教授
勝田 忠広	明治大学法学部	教授
桐島 陽	国立大学法人東北大学多元物質科学研究所	教授
澤田 佳代	国立大学法人名古屋大学未来材料・システム研究所	准教授
角 美奈子	公益財団法人がん研究会有明病院放射線治療科	副部長
高田 毅士	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科建築学専攻	教授
山本 章夫	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科	教授
吉橋 幸子	国立大学法人名古屋大学核燃料管理施設	准教授

#### 原子炉安全基本部会

##### < 審査委員 >

大井川 宏之	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
	原子力科学研究部門 副部門長	兼 原子力科学研究所長
勝田 忠広	明治大学法学部	教授
関村 直人	国立大学法人東京大学	副学長
	大学院工学系研究科原子力国際専攻	教授
高田 毅士	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科建築学専攻	教授
芳原 新也	学校法人近畿大学原子力研究所	准教授
丸山 結	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	

安全研究・防災支援部門安全研究センター 副センター長

吉橋 幸子 国立大学法人名古屋大学核燃料管理施設 准教授

米岡 優子 公益財団法人日本適合性認定協会 専務理事・事務局長

#### 原子力規制庁

櫻田 道夫 原子力規制技監

金子 修一 審議官

志間 正和 制度改正審議室（IRRSフォローアップ対応チーム）統括調整官

重山 優 制度改正審議室（IRRSフォローアップ対応チーム）企画調整官

村山 綾介 監査・業務改善統括調整官

栗崎 博 放射線規制部門 管理官補佐

森下 泰 原子力規制企画課長

古金谷 敏之 検査監督総括課長

#### 4．議題

（１）国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS）フォローアップミッション  
に提出する事前参考資料（ARM）について

（２）その他

#### 5．配付資料

資料 1 - 1 国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS）フォローアップミ  
ッションに提出する事前参考資料（ARM）について

資料 1 - 2 原子力安全のための規制基盤に係る自己評価書（案）

参考 原子力規制委員会 第21回臨時会議指摘事項一覧

#### 5．議事録

森下原子力規制企画課長 それでは定刻になりましたので、ただいまから第6回原子炉  
安全基本部会・第24回核燃料安全専門審査会、合同開催をいたしたいと思います。

まず冒頭からでございますけれども、台風の影響によりまして、当初の予定よりも御欠  
席の委員が増えてしまいまして、炉安審の基本部会のほうにつきましては、定足数に満た

ない状況となっております。そのため、誠に恐縮でございますけれども、本日は燃安審のみの開催というふうにさせていただきたいと思っております。

従いまして、席上の青色のネームプレートで御用意させていただいております基本部会の委員の方におかれましては、本日は燃安審にオブザーバーとして参加していただいているという位置付けになりますので、御了承いただければと思っております。

また、後ほど御説明いたしますけれども、本日の議事といたしましては、これまで御議論いただきましたIRRSのフォローアップミッションへの規制委員会の自己評価書に対する御意見をいただきたいと考えております。委員の皆様におかれましては、自由に御発言をいただければと思っております。

今日の司会でございますけれども、市村の後任として事務局を務めさせていただきます原子力規制企画課の森下と申します。何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず配付資料の確認に入りたいと思っております。配付資料でございますけれども、これまでと同様電子化をいたしまして、お手元のタブレットに格納しております。全てを一つのファイルにまとめておりますので、もし今資料が開けない等の不具合とございますか、ございましたら、挙手いただければと思っております。よろしいですね。

続きまして、委員の出欠状況の確認でございますけれども、先ほど少し申し上げましたけれども、まず席上のネームプレートの色分けですけれども、青色のネームプレートが燃安審基本部会の先生方のプレート。それからピンク、赤色が燃安審の先生のもの。それから白のものは両方に所属していただいております委員を表しております。

本日の出欠の状況でございますけれども、燃安審につきましては宇根崎委員、黒崎委員、高木委員、中村委員、松尾委員、吉田委員、6名が御欠席ということでございまして、総数14名のうち本日は8名の審査委員に出席をいただいております。

それから燃安審の基本部会のほうでございますけれども、内山委員、神田委員、高橋委員、永井委員、中川委員、中島委員、松尾委員、村松委員、吉田委員の9名が御欠席ということになっております。芳原委員が来られましたので、関村部会長は遅れてということになっておりますけれども、運行状況について復旧の目処が立っておりませんので、間に合うかどうかちょっとわからないという状況でございます。

それでは、これからの議事進行でございますけれども、燃安審としての開催でございますので、山本会長にお願いしたいと思っております。今後の議事進行、山本会長、よろしくお願いいたします。

山本会長 御紹介ありがとうございます。それでは私のほうで以後、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事なのですけれども、IAEAのIRRSフォローアップミッションに提出する事前参考資料について審議いただくということが、本日の一番大きな議題ということになります。平成28年3月に原子力規制委員会から平成28年1月にレビューを受けたIRRSにおいて指摘された事項に対する原子力規制委員会の取組状況の評価や助言を行うと、そういうことを指示をいただいております。

今年の4月にIAEAのIRRSのフォローアップミッションの準備会合を行っておりまして、これを経まして原子力規制委員会のほうでは来年の1月、2020年の1月にフォローアップミッションを受け入れるということにしておりますが、それに際しまして提出いたします自己評価書について今日は御説明いただきまして、その内容について審議するという、ということが目的となります。

今日の段取りといたしましては、まずこの自己評価書（案）につきまして事務局のほうから御説明いただきまして、その後、皆様から御意見をいただくと、そういう形で進めたいと思います。

それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

志間統括調整官 制度改正審議室の志間と申します。本日はよろしく願いいたします。

ただいま山本会長から御案内がありましたとおり、本年4月にIRRSフォローアップミッション準備会合を行いました。この中で、来年1月14日から21日にかけてIRRSフォローアップミッションを受けることを合意しております。また、同じく準備会合におきましては、イニシャルミッションにおける勧告・提言への対応状況の自己評価などを含む事前参考資料（ARM）と呼んでおりますけれども、そちらを11月4日までに提出するというところで合意をしているところでございます。

こちらの事前参考資料提出に向けて、ただいま資料作成の取りまとめなどを行っているところでございますけれども、今般、今まで、通しページでいきますと5ページ目、別紙1（資料1-1 4ページ）に記させていただいておりますけれども、炉安審・燃安審両審査会におきましては十数回にわたりましてIRRSで明らかになった課題への規制委員会、規制庁の取組について御審議いただき、また御助言、御評価もいただいたところでございます。そういった今までいただいた御評価、御助言を踏まえまして、今般ARMの主要部分ではございます自己評価書（案）というものを取りまとめましたので、本日はそれについて御審

議いただきたいと考えております。

本日御審議いただく事前参考資料ARMについて簡単に御説明させていただきたいと思っております。

まずARMの構成でございますけれども、こういったものを含むべきかといったところでIRRSレビュアーのほうから求められているかと申しますと、まず今作成中のものではなくて、イニシャルミッションに先立ち提出したARMからの重大な変更点及びイニシャルミッションにおいてなされた勧告・提言への対応状況、加えましてその勧告・提言への対応状況に対する規制庁、規制委員会の自己評価の結果と、更にイニシャルミッションに先立ちまして行った自己評価の結果、自ら策定しましたアクションプラン、行動計画への進捗状況、こちらを含みなさいという指示がIRRSガイドラインにおいてなされております。これを踏まえまして、我々事務局のほうではイニシャルミッションに先立ちまして提出しましたARM、原子力安全のための規制基盤に係る自己評価書要約というものを作成しております。

これをベースに、ここからイニシャルミッション以降、変更がなされた点を改定したり、また勧告・提言に応じて対応した内容を追記するなどをした構成としたものとして資料1-2を作成しております。資料1-2で青字になっている部分が追記・変更した部分としております。

今回、炉安審・燃安審において御審議いただくものとしたしましては、山本会長からも御説明ございましたとおり、平成28年1月にレビューを受けた指摘事項に対しての原子力規制委員会の取組状況の評価や助言といったところになってございますので、今回フォローアップミッションにおきましては、新規で放射性物質陸上輸送の自己評価も行っておりますけれども、こちらについては今回は割愛させていただこうと考えております。また、この自己評価書にあわせまして、文書証拠も提出することとなっておりますけれども、こちら公開された情報で、かつ分量が大部にわたりますので、今回の審議対象からは割愛させていただいているところでございます。

続きまして、この自己評価書の自己評価をどのように行ったのかといったところについて説明させていただきたいと思っております。IRRSガイドラインでは、勧告や提言、アクションプランに対して、その対応状況に対する自己評価を付すことが求められております。どのような評価を行うかと申しますと、こちらページでいきますと通しページの3ページ（資料1-1 p.2）の表に付させていただいているとおり、3段階の評価を行っております。【完

了】と【条件付完了】と【未了】という3段階で行っております。こちら、自己評価の結果の一覧につきましては、資料1-2の別添として100ページ～102ページ（93～95ページ）のところに、結果とそれぞれの勧告・提言の内容の一覧表を記しておりますので、あわせて御覧いただければ幸いです。

ここで御注意していただきたい点として1点申し上げておきたいところがございます。まず、自己評価において【完了】と評価したものであっても、この完了をもって金輪際、今後、何もやらないといったものではなくて、今後の取り巻く状況の変化に応じまして、対応状況の適否を評価しつつ、継続的な改善も行うこととしております。

また、【未了】と評価したものがございますけれども、そう評価したものであっても、一切何もしていないといったものではなくて、現時点で具体的な対応の完了時期が示せないという理由で【未了】としておりまして、現時点でもそれなりの対応がとられているものといったものが含まれているといったことを御留意事項として、参考として御説明させていただきたいと思っております。

また、もう一点、御留意事項といたしまして、本年3月15日の合同審査会におきまして、このIRRSでなされた提言・勧告・行動計画につきまして、対応方針というものを御説明させていただきました。この中で特に勧告で要求されている内容に必ずしも合致しないものと報告したものについても、こちらは合致しないという対応方針で原子力規制委員会の了承を受けておりますので、その方針に基づきフォローアップミッションの本番を受けると対応する方針でございます。このため、勧告等で要求されている内容に必ずしも合致しないものについても、こちらの3ページ目（資料1-1 2ページ）の自己評価の3段階の評価に沿って、達成度に応じて判断をしております。また、評価時点は本年の7月末時点の達成状況ということで評価を行っております。

続きまして、本題でございます資料1-2の自己評価書について御説明させていただきたいと思っておりますが、こちら何分大部になりますので、代表的なものを御説明させていただきたいと思っております。

まず一つ目が、両審査会での議論を踏まえた対応が含まれたものになっているものということで、5点ほど御説明させていただきたいと思っております。

資料通しページの6ページ目（資料1-1 5ページ）を御覧いただけますでしょうか。まず炉安審・燃安審における議論を踏まえた対応が含まれているものの事例の1番目といたしまして、勧告5、人材育成や人材確保について勧告がなされているところがございます。

こちらの勧告内容は、原子力と放射線の安全における、その規制責任を果たす能力と経験を備えた職員を確保するため、安全研究や協力の充実に関する活動を更に発展させ、実施すべきであるといった勧告がなされております。

これに関連しまして、炉安審・燃安審からは安全研究に関してJAEAだけではなくて、大学などとの交流を深めながら安全研究を進めていくことということが規制機関としての責任機能の一つという御助言をいただいております。そういった御助言も踏まえまして、原子力規制委員会といたしましては、大学や学会と共同して実施できるような共同研究実施規程を制定しました。これに基づきまして2017年以降、大学との間でも5件の共同研究を実施することができております。これが事例の1番目でございます。

2点目、勧告6、統合マネジメントシステムに対する勧告でございます。こちらにつきまして、統合マネジメントシステム全体に関する勧告でございますけれども、その中で等級別扱いを一貫して適用すべきであるといった勧告がなされております。これに関連しまして炉安審・燃安審からの助言といたしまして、graded approach（以下、「グレーデッドアプローチ」）の考え方が原子力規制庁の全ての職員に共有されているようには思えないというので、内部の議論を更に深めてほしいという指摘や御助言をいただきました。

それを踏まえまして原子力規制委員会のほうでは、原子力安全に直結するプロセスと事務的な管理プロセスに分類した整理を行うとともに、統一された様式を用いて原子力規制庁の各部署における業務プロセスを文書化する過程におきまして、業務内容の重要性、複雑性、潜在的リスクを考慮して、原子力安全への影響に応じた等級別扱いの一貫した適用を実現する方針をとることといたしました。ただし、これは現時点におきまして対応は未完了でございます。自己評価におきまして【未了】という評価をさせていただいているところでございます。

続きまして勧告12でございますけれども、放射線源に関連する緊急事態に対する準備と対応のための要件を策定すべきといった勧告がなされております。これに関連いたしまして、炉安審・燃安審では事前対策の有効性を維持するための訓練の取組についても検討が必要であるという御助言をいただきました。これを踏まえまして原子力規制委員会といたしましては、事前対策を要求するRI事業者に対しまして、放射線予防規程に組織、資機材の整備及び訓練の実施に関する詳細を記載し、原子力規制委員会に届け出るよう、規制を要求化するという対応をとることといたしております。これも自己評価書の中に含めて対応をしているところでございます。



事例の4番目でございますけれども、提言8（運転経験フィードバック）でございます。こちらの提言の内容は、現在の運転経験フィードバックプロセスにつきまして、安全上重要な事象の報告について十分なものになっているかどうか、レビューすることを検討すべきであるといった提言になっております。

これに関連しまして炉安審・燃安審からは、違反になった情報のみでなく、違反を招く可能性のある情報も収集し、改善につなげていくことが重要であるといった御助言や、ニューシアの情報を用いた、規制側が安全を高める運転経験の蓄積・活用プロセスの構築が重要といった御助言をいただいております。

こういった御助言を踏まえまして、原子力規制委員会のほうでは、運転経験フィードバックプロセスに関しまして、情報収集の範囲を拡大しまして、ニューシア情報の中の「保全品質情報」や、運転上の制限逸脱事象をスクリーニング対象とするといった対応を、これは提言で求められている以上の対応をするといった対応をとっているところでございます。

続きまして事例の最後になりますけれども、提言10といたしまして、検査官の訓練・再訓練に関しまして検討すべきであるという提言がなされております。これに関連いたしまして、炉安審・燃安審からは、パフォーマンスを見るというのはある程度の評価すべき規範を置くべきだが、その多様性を考えねばならず、これを見るためには検査官の能力の向上が必要であるといった御助言をいただいております。

こちらを踏まえまして、プラントシミュレータを用いるなどの実践的な研修を開始したり、また米国NRCの検査官育成システムを参考にした新検査官育成の仕組みを構築しまして、新しい教育訓練課程を開始したといったところを自己評価書の中に盛り込ませていただいているところでございます。

以上が炉安審・燃安審における議論を踏まえた対応が含まれているものの事例として5例挙げさせていただきました。

続きまして、審議に当たりまして委員の皆様にご注意をいただく必要があると考えられるものについて御紹介したいと思います。それはどういったものかと申しますと、勧告等で要求されている内容に、必ずしも合致しない対応をとることとしたものということで、3例ほど挙げさせていただきたいと思っております。ページは7ページ（資料1-1 6ページ）を御覧ください。

まず1点目は勧告のモニタリング提供者の許認可承認に関する勧告でございますけれども

も、こちらはIRRSのレビューアから、規制機関に対して職業被ばくと公衆被ばくのモニタリング及び環境のモニタリングを行うサービス提供者について許認可又は承認のプロセスの要件を定め、許認可取得者がそれらの要件を満たしていることを確認する権限を与えるべきであるといった勧告内容となっております。

こちら、IAEAの安全基準では、規制機関は適宜安全にとって重要であり得る技術的サービスを許可しなければならないと規定しております。これを根拠に職場と公衆の放射線防護のモニタリングのためのサービス提供者に、規制機関による許認可又は承認のプロセスを適用すべきであることを指摘されております。この内容といたしましては、規制機関がモニタリングサービス提供者を直接規制することを求める勧告であるというように受け止めております。

一方で規制委員会の対応でございますけれども、我が国におきましては炉規法、障防法に基づく許認可取得者が一義的な安全確保のための責任を有するといったところから、職業被ばく、公衆被ばくのモニタリングについては、モニタリングサービス提供者を許認可の直接な対象とはせず、許認可取得者に品質管理等の適切な措置を求めることで、モニタリングの技術的品質を許認可取得者の責任のもとで一貫して管理させることといたしました。

また、環境モニタリングについても地方公共団体が主体として行っておりますので、この取組を原子力規制委員会から委託された事業によって、この品質を確保する活動を支援するといった方針をとろうと考えております。

続きまして事例の2番目でございますけれども、勧告7、これは障防法の施設検査の結果の取り込みでございます。こちらにつきましては、勧告では施設検査の結果を放射線源の審査、許可及び許認可プロセスに組み入れるべきであるといった勧告がなされております。これに対しまして実情といたしますと、この施設検査は障防法に基づく登録検査機関が代行して、検査結果を規制機関に通知することはなく合格証を交付していたといった事実がございます。これをもとにIRRS報告書では運転開始の許可を付与する前に、登録検査機関による検査結果を原子力規制委員会による審査及び評価に組み入れるべきことを指摘しているところでございます。

これに対しまして原子力規制委員会の対応でございますけれども、こちらは障防法に基づき、一定の技術的能力を有すると認めました機関を登録検査機関と認定した上で、施設検査、合格処分の権限を委任しているものでございます。このため、この登録検査機関が

国の代行機関として施設検査合格処分を行っていたことから、新たに原子力規制委員会が審査・評価する手順を組み入れる対応はとらないということとしております。ただし、登録検査機関が施設検査を行った場合には、検査終了後速やかに原子力規制委員会にその結果の連絡を行うよう、業務規定の変更を求めるような改善は行うこととしております。

続きまして勧告8、廃止措置計画とサイト解放でございますけれども、こちら勧告では原子力施設及び放射線施設の供用期間の全段階におきまして、廃止措置を考慮することに関する要件、及び廃止措置の終了後におけるサイト解放に関する基準を規定すべきといった勧告がなされております。

これに対しまして原子力規制委員会の対応でございますけれども、こちら原子力施設に関しましては、原子力施設の供用期間全段階におきまして、廃止措置を考慮すること、及びサイト解放基準を設定することについては実施することとしております。一方でRI施設におきましては、RI廃棄物の払い出しや除染の量の範囲が原子力施設と比べて小さいこと、また実態上アイソトープ協会が一元的にRIの回収、廃棄を行う実務を行い、多くの実績を重ねていること、また原子力施設と放射線リスクの差異を考慮したグレーデッドアプローチを踏まえまして、RI施設に関しましては施設の設置、使用の段階におきまして廃止措置に係る考慮を要求しないこと。またサイト解放基準については、廃止措置と同一の基準で運用されており、この現行の基準で円滑な運用が行われていることから、新たな規定化は行わないという対応をとることといたしております。

以上が、この審議におきまして御留意が必要かと考えられる点、3点でございます。

その他、参考ではございますけれども、IRRSの対応とは切り離して取組を進めているものもございます。こちらについて2例ほど簡単に御紹介させていただきたいと思っております。

まず炉安審・燃安審におきまして輸送時の危険時の措置に関しまして御指摘をいただいたことがございます。こちらに関しましてはIRRSイニシャルミッションにおきまして放射性物質の輸送規制、オフサイトの緊急時に対する準備については評価対象外でありますことから、今般この自己評価書におきましての勧告・提言への記載ということとはしないということとしましたが、実態といたしまして、放射性物質の陸上輸送時の緊急時対応につきましては、より適切に対処すべく規制委員会の内外の連携体制や、実効的なマニュアルの整備、マニュアルに基づく訓練の実施や改善すべき点などを確認して、今現在対処をしているところでございます。

また、RIセキュリティについても、炉安審・燃安審で御指摘、御助言をいただいたとこ

るがございます。こちらにつきましてもIRRSミッションではセキュリティと安全とのインターフェイスに関するものを除き、セキュリティに関しては評価対象外でありました。このため、この自己評価書に関しましてはRIセキュリティの対応といったものは含めてはおりませんが、実際には勧告・提言への対応を含む取組として、新検査制度などを実現するための法改正に放射性同位元素に係るセキュリティ対策についても含めた法改正を行いまして、危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に対して防護措置の義務付けやテロ対策の充実強化などの実施を行っているところでございます。

それから最後でございますけれども、資料の103ページ（参考資料）、添付させていただいておりますけれども、こちらの今日御審議いただく自己評価書につきましては、本年8月2日に原子力規制委員会にお諮りいたしまして、御意見を頂戴しております。そこでいただいた御意見の一覧を103ページのほうに添付させていただいております。

内容といたしましては勧告2に対しましてこちら、勧告2の指摘等に沿った対応をとらないことにしているので、その理由をしっかりと書くようにするべきとか、直接規制をとらないほうが、同等以上の効果が得られるといったところをちゃんと書くようにといった指摘がなされておりますので、こういった委員からなされた指摘に対しては、一つ一つ対応しまして、自己評価書の修文などを今後かけていく予定でございます。

以上、参考でございますけれども、規制委員会での意見など出されている点について御紹介をさせていただきました。

以上でございますけれども、資料1-2の今般レビューチームのほうに提出させていただきたいと考えております自己評価書について、御審議いただければと思います。

以上でございます。

山本会長 御説明ありがとうございました。

それではこれからこの資料の審議に入りたいと思いますが、この自己評価書を含めましてIRRSに関連する審議、アドバイスというのは多分、今日が最後の機会になるというふうに思いますので、いろいろな御意見をいただければよいかなというふうに思います。

進め方なのですが、まず一番最初に今いただいた御説明、資料の内容そのものについて、何か不明点とか確認したいことがありましたら、御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

お願いいたします。

榎田委員 榎田です。

勧告等で要求されているのだけれども、必ずしも直接的に反映しているわけではないのだけれども、規制委員会として対応をとったものということの中で、勧告7につきまして質問をさせていただきたいのですけれども。最後に規制委員会としての対応として、業務規程の変更を求める改善を行ったということで、これで十分性があるという自己評価というか判断だと思うのですが、業務規程の変更によって、なぜ勧告に関する十分性があるのかを簡単に説明いただけるとありがたい。この文章だけでは中身がちょっとよくわからないものですから。お願いします。

山本会長 ちょっとよろしいですか。

今、榎田委員に御指摘いただいた点につきましては、少し後で議論させていただきたいと思います。ごめんなさい。

まずは、皆さんからただいまの御説明に対する不明点とか要確認があれば御質問いただきたいと思いますけれども。

お願いいたします。

芳原委員 芳原です。

今いただいた資料の1-2別添のほうで勧告と提言のほう、一覧にさせていただいていますけれども、ここの中で自己評価が未了となっているものが勧告4、勧告6、提言6となっております。それぞれがどのようになっているのですかということで、その後ろの参考のほう、指摘・コメントということで、勧告4、勧告6については書きぶりの問題でということを書いているのですが、未了となっている提言6について、何もコメントがついていないのですが、これは現在のところ、判断としましてはもうそのまま、未了のままということでよろしいのでしょうか。

志間統括調整官 はい。おっしゃるとおりでございます。未了の判断のままでございます。継続的に未了の判断のままです。

山本会長 よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。

お願いいたします。

大井川委員 原子力機構、大井川ですけれども。

炉安審の集まりはもうなくて、これでこれを11月4日に提出されるということですか。もう一回炉安審向けの説明会があるのですか。

森下原子力規制企画課長 規制企画課の森下と申します。

今回御意見をいただきまして、今日欠席の先生におかれましては、またメールの形で御意見をもらうような形にはしたいと思っておりますけれども、今日のこの場での御意見いただくのが、とりあえず一区切りにしたいというふうに考えております。

大井川委員 ではオブザーバーですけれども、発言していいということでもいいですね。

森下原子力規制企画課長 規制企画課の森下でございます。

はい。発言いただいて結構ですし、議事録にもきちんと残させていただきます。

山本会長 ありがとうございます。オブザーバー、委員、関係なく、御発言いただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

ちょっと私から1点確認がありまして、この炉安審・燃安審では必ずしも勧告・提言に直接含まれていない、いわゆる酌み取るべき事項というのが、かなり時間をかけて議論してきました。このIRRSの自己評価書で、そういう酌み取るべき事項というのがどういうふうに扱われているのか、もしくは扱われていないのかというところを、最初に御説明いただけますか。

志間統括調整官 もちろん、こちらの自己評価書の中に、個別に酌み取るべき事項として反映したものという書き方はしておりませんが、多くのものはこちらの対応状況の中に組み込んだ状況で、この自己評価書の中に反映しまして、この勧告・提言への達成状況の自己評価をしているというように考えております。

山本会長 ありがとうございます。

今日御説明いただいた資料の2ページ目、通しページの2ページ目（資料1-1 1ページ）の下にARMの構成がありますけれども、基本的には、IAEAからもらった勧告・提言に対する対応を示すのだということの位置付けだということを、改めて確認させていただきました。そういうことでよろしいですね。

志間統括調整官 はい。原則は、まずはレビュアーから求められているのは勧告・提言への対応状況ということですので、それを中心にまとめさせていただきました。

山本会長 ほかはよろしいですか。

そういたしますと、ここから先の議論なのですけれども、三つに分けてやりたいというふうに思います。

通しページの4ページ目（資料1-1 3ページ）、御覧いただけますでしょうか。対応の概要ということで、我々が議論した内容を踏まえて対応していただいているものと、あと

勧告などで要求されている内容と必ずしも合致しない対応をとっていただいているもの、二つありまして、あとその他ということなのですけれども、この順番で議論をしていきたいというふうに思います。

つまり、我々の議論を踏まえた内容に関するもの、勧告等で要求された内容に必ずしも合致しない対応をとっているもの、その他この内容について全般、という三つのカテゴリーに分けていきたいと思います。

先ほどの榎田委員の御指摘は、多分二番目になるかと思います。

それではまず一番最初、我々の議論をいろいろ反映していただいている内容が6ページ目（資料1-1 5ページ）です。先ほど御説明いただいたとおりなのですけれども、例えばこういうところを御覧になっていただいて、何かお気づきの点があればというふうに思います。いかがでしょうか。

丸山委員 丸山です。

資料の6ページ（資料1-1 5ページ）ですが、炉安審・燃安審における議論を踏まえた対応が含まれているものの事例ということで、勧告6のところでは炉安審・燃安審による助言として、グレーデッドアプローチが全ての職員に共有されているように思えない、内部で議論を更に深めてほしいと記載されています。これに対する規制委員会による対応で、一番下に書いてありますけれども、炉安審・燃安審による助言がどのプロセスで反映されてくるのかがよくわからなかったもので、その辺を詳しくお聞かせいただければと思います。

志間統括調整官 こちらの中の原子力規制庁内の各部署における業務プロセスを文書化する過程でといったところ、ここにおきましてしっかりとグレーデッドアプローチの一環としては適用といったものをあわせて考えるといった方針をとっておりますので、各部署において業務プロセスを文書化する作業を行う中で、全ての職員にグレーデッドアプローチの考え方が、共有化されていくようになるというふうに考えております。

丸山委員 わかりました。ありがとうございます。

そのような内容が後ろの自己評価書（案）のほうには文章として書いてあるのですね。

志間統括調整官 そのとおりでございます。

山本会長 それではほか、いかがでしょうか。

お願いいたします。

吉橋委員 勧告12のRI緊急時ガイドのところになるのですけれども、これで下の規制委員会による、ちょっと教えていただきたいということで、ここ最後のところで「重篤な確

定的影響が生じ得る施設」をRI特定すると。その特定した事業者に対してのみ、こういう訓練であるとか、そういったところの記載、それから届けを要求するという理解でよろしいのでしょうか。そうした場合の特定というのは、その基準というのはどこかに明記というのはされているのでしょうか。

山本会長 いかがでしょうか。

栗崎管理官補佐（放射線規制部門） 原子力規制庁、栗崎と申します。

お尋ねの件でございますけれども、事業者を特定許可使用者とか、お尋ねのとおり一定の数量、インベントリといいますか、数量を持ったところについてある程度大きく持ったところとか、放射線発生装置を使っているところとか、そういったところを特定許可使用者と特定しまして、そちらのほうに対しまして仰せのとおり予防規程等にきちんと書かせる要求をさせていただいた次第でございます。

吉橋委員 ということは、特定許可使用者ですか。登録されているところが全部該当するという考えでよろしいということですね。

栗崎管理官補佐（放射線規制部門） 仰せのとおりでございます。

山本会長 よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。

芳原委員、お願いいたします。

芳原委員 芳原です。

すみません、先ほどの勧告6のところでも等級別取り扱い、グレーデッドアプローチのところなのですが、各部署でグレーデッドアプローチを入れていくというところは、先ほど丸山委員からの質問に対する回答でわかったのですが、部署ごとで入れていった場合に、グレーデッドアプローチが部署ごとでこぼこにならないか、これに対してどう横串を通すのかといったところについては、今どのようにお考えになっているのでしょうか。ちょっとその点につきまして教えていただければと存じます。

村山監査・業務改善統括調整官 監査・業務改善統括調整官の村山です。

等級別扱いの適用の具体的なやり方といたしましては、現行の原子力規制委員会マネジメント規程に、実はその考え方が既に規定されております。問題はその具体的な適用の仕方が何ら決められていないというところにあると考えておりまして、今後、具体的な考え方をマネジメント規程を補完するような資料をつくり、それを関係各所に示して統一的な考え方のもと、等級別扱いを各マニュアル策定の時点で適用していただくということを考



えております。

芳原委員 それではグレーデッドアプローチの横串を通す。例えば実用炉と試験炉で、それはそれぞれの中ではグレーデッドアプローチができていても、あわせてみたらどうも不整合があるみたいなところをチェックして、改善していくというところにつきましては、具体的にどうするかは今後つくっていったって、それを適用していったって、それを再度チェックしていく仕組みをその中につくり込んでいくというような考え方でよろしいということですかね。

村山監査・業務改善統括調整官 まさにおっしゃるような課題について、今後対応してまいりたいと思いますけれども、実際いつの時点でどこまでやるかというところの具体的な計画を立てるに至っておりませんで、そのことでまさに今回自己評価において未了となっているところがございますけれども、今後の進め方としては御趣旨を踏まえた対応をしたいと考えております。

山本会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

大井川委員。

大井川委員 今回の勧告6のところなのですが、本文のほうを見てみると、右下で37ページ（資料1-2 30/92ページ）に青い文字でいろいろ書いてあって、その表の1個上のところ、イニシャルミッションにおける指摘が、規制への取組の一貫性を適切に確保するものになっていないだとか、グレーデッドアプローチだったら、それが一貫して適用されていないことが指摘されたというふうなこと、かなり厳しく言われている中で、来年度には新しい検査制度が始まるわけで、それにあわせていろいろガイドラインをおつくりになっているはずなのに、中の対応を見ると、一切何もやっていないようにも見えちゃうんです。

対応状況のところ、もうみんな「作成実施する」だとか、「適用する」だとか、「文書化する」「何々を進める」みたいな、ほぼほぼ、これ英語でやるとwill be doneなのかわからないですけども、何もやっていなくてこれからですというふうにも見えちゃって、未了にしても何%、どこまでやっていて、でもここの部分がまだ足りていないとか、やったことはちゃんと書かないといけないのではないかなと思うんですけども、どうですか。

村山監査・業務改善統括調整官 原子力規制庁、村山です。

御指摘の点につきましては、現在の回答案に書いてございませんけれども、私どもとい

たしましても実は、例えば通し番号38ページ（資料1-2 31/92ページ）の対応状況のほうを見ますと、統合マネジメントシステムの構築・文書化といったことも言及されておりますけれども、このマネジメントシステムを構成する文書、いわゆる規定類とかガイドといったもの、こちらについて全体を今、整理しつつありまして、一義的な整理を完了して、今後それを更に庁内で確認していかなくちゃならないのですけれども、そういった作業はやっております。

またマニュアル類につきましても、標準的なマニュアルとしてこういう形式のもので、またこういうグレーデッドアプローチも含めて、こういう要素を含めるようにという標準的なマニュアルの考え方自体は策定してございます。これについても、また庁内で確認をした上で順次適用をしていくということが、今後必要になってくるのですけれども、こういった御指摘のように数字が何%というのは難しいかもしれませんが、ある程度対応している、書いていることに向けて準備していることはございますので、そういったことも書けないか、修文案について検討したいと思います。

山本会長 よろしいですか。

ちょっと先にどうぞ。

古金谷検査監督総括課長 すみません。検査総括課の古金谷と申します。

今、大井川委員のほうから具体的な検査のほうでどうなっているのかというようなお話もありましたので、新しい検査制度の、今まさに準備をしているということがございますので、ちょっと御紹介だけさせていただければと思います。

今、村山のほうからも話がありましたように、グレーデッドアプローチの考え方をいろんな業務に埋め込もうと。今検査の中でも、いろんなガイドの案をつくって試運用という形で、各サイトでも実施して、いろいろな課題を掘り起こして、来年の4月からの実施に向けて準備しているところなのですけれども、やはり施設によってのリスク、あるいは重要度というのは違いますので、それに応じた形で、今のガイド類を整備しようと思っています。

例えばいろんな検査ガイドを今準備してありまして、その中で具体的にどれぐらいの時間をかけて、どれぐらいの対象を見るのかという、そういう数量的なものの目安もつくっているのですけれども、例えば実用炉とか、そういう大きな施設については、かなりたくさん時間かけてやるという形にしてありますし、どちらかというリスクの低い使用施設とか、そういうものについては少ないものにする。あるいは検査の間隔も毎年やるも

のと2年に1回に変えるとか、そういう形で具体的な施設のリスクに応じた形の差異を設けるというような形の、今準備は進めておるといところでございます。

以上でございます。

山本会長 よろしいですか。

ちょっと関連して私のほうから1点。先ほど【未了】という言葉が出てきたのですけれども、今の文案だと【未了】で、今後どれぐらいの期間でそれが【了】になるのか、その辺の見通しがよくわからないところがありますので、もしも今後のスケジュール感について何か書けるのであれば、そういうところは書いていただいてもいいと思いますし、先ほど大井川委員からの御発言もありましたが、あまり謙遜せずに、奥ゆかしくいく必要はなくて、やったことはきちんと書くというスタンスでいただければと思います。

次は米岡委員、お願いいたします。

米岡委員 米岡でございます。

やはり私もQMSの専門で、品質保証の専門なので、勧告6については正直よく理解ができないというのが率直な意見です。通しのページの42ページには、この文書の振ってあるページは35ページ（資料1-2 35/92ページ）には、「統合マネジメントシステムを構築している」と書いてあります。それができているということは、欠落したプロセスもないし、文書化も整理が全体としてついていた上で、統合マネジメントシステムとして構築が完了しているという意味ではないのでしょうか。もしそうではなくて、別のQMSと統合マネジメントシステムというものを別に考えていらっしゃるというふうに理解したほうがいいのでしょうか。そこがまず1点がわからないところです。

それからマネジメントシステムがなくても、例えば検査は検査、放射線のモニタリングはモニタリング、いろんな課題に皆様がきちんとPDCAを回すような形で反省したり、過去できていないところをきちんと把握して、必要なインプットをとってPDCA的なものをお返しになっていらっしゃるというのはよくわかります。

ですので、個別のいろいろな業務について、たちまちに懸念があるということではないと思うのですけれども、QMSの必要性というのは、またそれとは別のコンセプトで、規制庁の基盤としての業務の改善、全体の業務の改善に対して、方針が満たされるようにしているかなので、ちょっと違う話だと思うのですよね。日本の組織ではよく個別業務は現場がしっかりしているのでできているけれども、トップマネジメントが目指している方向性に必ずしもベクトルが合っていないようなことが起こりやすい、現場力があり過ぎて起こ

りやすい。規制庁も同じようなことが起こっているのではないかなというような気が、とてもこれを読むとしました。

QMSの責任者はどなたで、どなたがQMSのミッションの責任をお持ちになってやっていまするのかも、あわせてお聞かせいただければなというふうに思います。

山本会長 いかがでしょうか。

志間統括調整官 まず、御指摘いただきました通しページ42ページ（資料1-2 35/92ページ）のアクションプランの5になるとは思いますけども、こちらはイニシャルミッションを受ける前に、これは規制庁の中で自己評価したときのものでございます。そのイニシャルミッションを受ける前には、そのときの規制庁、規制委員会といたしましては、統合マネジメントシステムは構築できているという評価を行って、イニシャルミッションに挑んだところ、レビュアーからはプロセスが欠落しているところがあるとかといった指摘がなされて、その指摘を受けて、また対応を考えているといったところでございます。

その部分について、お答えさせていただきます。

山本会長 米岡委員、今の御説明でよろしかったですか。

米岡委員 統合マネジメントシステムは、その時点ではできていると。そういうことでいうと、二、三年前ぐらいにできているというふうに理解していたということによろしいですか、2016年。

志間統括調整官 そうですね。2016年の前の段階での自己評価においては、できているという評価を行いました。それをもって、イニシャルミッションに挑みましたが、レビュアーからはできていないのではないのかといった評価をいただいたところでございます。

米岡委員 そして、3年たって、これから文書を構築しようというわけではないと思うのですけれども。ほかの先生もおっしゃっていらっしゃったように、欠落しているプロセスはできているのか、文書化の不十分なところは、二次的にやろうとしていらっしゃるのか。その優先順位もよくわからないので、その優先順位がわからないということが正直申し上げますと、本当にQMS能力のベースラインのところが大丈夫かなと思ってしまうのですけれども。

村山監査・業務改善統括調整官 よろしいですか。原子力規制庁の村山ですが。

最初の御質問の2点目に関わるところになると思うのですけれども、原子力規制委員会全体のQMSといたしましては、一番トップに相当する規定として、原子力規制委員会マネジメント規程がございまして、これが平成26年に策定されております。これに基づ

きまして、その後、マネジメントレビューという形で、規制委員会自らが規制委員会の全体のPDCAの取組を全体を見るとか、進めてきております。そういったことも含めて、A5というイニシャルミッションの段階では、一応、構築していますというふうに至ったとは思いますが、その後、もっとこう改善すべきではないかといった点をイニシャルミッションでいただいております、順次対応を図っているという段階でございます。

一方で、このQMSの考え方、元々製造業を中心に発展してきているものと理解しておりますけれども、これをこの規制機関に適用にするに当たって、どのように取り入れていくかといったことを考えながら進めているところでございます。そういったこともございまして、一足飛びに完全に対応できるというふうなステージには至っておりませんが、これについては、これで十分というゴールはないということで、継続的に改善を進めていきたいと考えております。

山本会長 若干、ちょっと御質疑がかみ合っていないのですが、私の理解では、米岡委員のような御指摘が今度、フォローアップミッションで、このARMを出したときに、レビューから同じようなコメントが来るのではないかと考えていただいて、それで、評価書の書き方を工夫していただくという、そういう対応かなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

関村委員。

関村部会長 関村でございます。

私も同様な点及び勧告の5に対する件もあるのですが、今回、炉安審・燃安審の立場からコメント、助言等をさせていただいた項目に関して、このように対応をしていただいたと。その中で、未了になっているものについては、我々は非常に強い関心を持たざるを得ないということで、今日、幾つかの御意見が出ているものというふうに思っています。

一方で、この統合マネジメントシステムの中で、先ほどの御説明ですと、規制委員会、規制庁の中でという話はお伺いをしたところですが、まさにISO9001のコンセプトにあるように、PDCAを回していく中で、内部の監査という意味はあるかもしれませんが、外部からの助言をどのようにPDCAの中に生かしていくかと、こういうことについては、明示的に提示をしていただくことのほうがよいのではないかなというふうに考えています。

今、山本会長からもお話があったように、ただ単に練習をしているというよりも、このようなプロセスを経て、議論を規制委員会、規制庁として、しているということをもう少し明示的に組み込んでいくことが、マネジメントシステムが一步一步PDCAを回しながら成

長していくというところの一つのいい事例として提示をしていただけるのではないかなというふうに思います。

こういうことについて、今の御説明では不十分だというコメントが幾つかあったかというふうに思いますので、ぜひ、炉安審・燃安審の役割も含めて、この中に入れ込んでいただくというのが私からのお願いと同時と御検討いただきたい点の重要な点です。それによって、未了というものに対して、確かに時期を明示的に出していくというのは難しいかもしれませんが、まさにマネジメントシステムのPDCAのプロセスというのはいくつか考えていて、それを規制委員会、規制庁の中だけではなくて、外部の有識者の方々が集まっている規制委員会に置かれている炉安審・燃安審でもこういう形でコメントをいただいているということを明示的に入れていただくことが御説明としては説得力を持つものになり得るのではないかなというふうに思っていますので、御検討いただければと思います。

村山監査・業務改善統括調整官 原子力規制庁の村山です。

承知いたしました。炉安審・燃安審のほかにも政策評価懇談会などで外部の先生方の御指摘を承っておりますので、そういったことをどのように記載するか、検討したいと思います。

関村部会長 そういう意味で、マネジメントシステムができ上がっていくであろうそのステップというものをどのようにお考えであるかということについても、いま一度、御検討をいただければと思います。内部でのさまざまな文書化、あるいはグレーデットアプローチをどのようにその中で進めていくかということについては、ここに書かれている部分が大きいかなというふうに思いますが、外から、あるいは、IRRSを使うことによって、よりいいものにしていくというようなことについてもステップと考えているというのを書いていただくことがいいのかなというふうに思います。そこも含めて、御検討をいただくのがいいのかなというのが私の意見でございますので、よろしく申し上げます。

山本会長 米岡委員、すみません、先ほどちょっと私が切っちゃった形になったのですが、ほかに御意見ありますでしょうか。

米岡委員 私がやっぱり懸念しているのは、マネジメントシステムをひょっとしたら、文書の整理とその文書化が肝心なところだというふうに思われていらっしゃるのかなと。それは、リソースをつぎ込むというか、作業としては非常に大きなポーションを持っていると思いますけれども、やっぱり重要なことは、規制庁、規制委員会を含めて、どのような組織としての目標を持ち、その目標を持ったときに、どういう部門にどのような人を張

りつけ、どういう組織をつくり、その組織をつくった上で、プロセスを考え、そのプロセスを実行するために初めていろいろな作業指示書等の文書が出てくるとのことだと思ふのですよね。

その中で、大きなプロセスがもし欠落していたら、やっぱり日々の業務は皆様、優秀な方が皆さん集まっていらっしゃるので、そこそこよくできていらっしゃると思うのですけれども。やっぱり規制委員会の皆様が国民にコミットしていることを実現できる方向性にいるかどうかを外から評価しにくいということだと思ふのですよね。そのところの重要なところを理解していただいて、文書が大変整理されていることは、最終系としてはそういうふうにはしか可視化がされないということもあると思いますけれども、ぜひ、前向きに取り組んでいただき、それを日本の原子力規制庁がやっていらっしゃることがやっぱりIAEAにおわかりいただけるといふようなことをぜひ、頑張りたいと思います。

山本会長 それでは、対応をよろしくお願いいたします。

どうぞ。

関村部会長 この6ページ（資料1-1 5ページ）にある我々がコメントしてきた、助言等をしてきたというふうにかテゴライズしていただいているものの中で、今の統合マネジメントシステムは極めて重要な役割を持っていると思いますが、同様な考え方が勧告の5番目における人材に関わる件、それから、提言の8番目にある運転経験のフィードバック、これをどのように生かしていくかというところにも入ってくるものと思っていますし、検査制度に関わるようなところで、人材の面からは検査官の訓練、再訓練のプロセス、これも具体例としてうまくこのマネジメントシステムを動かしていくものに結びつけて、具体例はこういうふうに進んでいるということをお書きいただくことをお願いできればというふうには思っています。

なぜかという、原子力安全のマネジメントシステムからの重要なポイントは、我々はまだわからないことが存在し得るのだということをお前提にして、こういうマネジメントシステムを動かしていく。だからこそ安全研究が必要だし、そういうことに対して、感覚をしっかりと持っている人材というものを安全研究等を通じて、あるいは、運転経験のフィードバックの中で、我々が知らなかったのがここにあるのだということを見つけようとする努力、それから検査官が自らそこを指摘できるような能力を確かなものにしていくというプロセスの中で知らないもの、unknown unknownというふうにかテゴライズできるものが

存在し得るということを前提にして、このマネジメントシステムを動かしていくというのが必要な要素ですので、個々のところで、この6ページ（資料1-1 5ページ）に書かれている五つの要素が別々なものではないということが、このマネジメントシステムが今、例として議論されているところのポイントだと思しますので、ここも一緒に議論をしていただくことは、ぜひ、ベースとしてはお願いをしたいと思います。

山本会長 ありがとうございます。

事務局から何かありますでしょうか。特によろしいですか。対応していただくということで、お願いいたします。

金子審議官 規制庁の審議官の金子でございます。

QMSはすごく組織横断的な仕組みでありながら、実は、レビュープロセスは御承知かどうかわかりませんが、縦割りでレビューを受けるというところがありまして、私も3年前のレビューのときに、ちょうどこのマネジメントシステムとか人材育成というモジュールが入っている皆さんと対応して、議論をいたしました。そうすると、どうしても彼らが見るところが今、例えば文書に随分偏っているのではないですかという御懸念をいただきましたけれども、そういうところを見られてしまう部分というのも、実は対応する側としてはありまして、そこはちゃんとつくっておかなきゃいけないねという問題意識があります。

根本的に、今、御指摘をいただいたような価値理念みたいなものがあって、そこに向かってどうみんなが足並みをそろえて、そして、必要なリソースが必要なところに集中して、仕事がされるのかというような仕事の仕方をするための体系であるということをよく理解をしているつもりでもありますし、ただ一方で、上のほうの理念系をつくっているものと、先ほども米岡先生がおっしゃっていただきました個別の具体的業務の現場でやっている人たちのPDCAみたいなものがうまくつながっているかどうかというところは、まだまだ心もとないところが実は現場としてはありますというのが正直なところなので、必ずしも、つくってあるものはつくってあるのですけれども、十分には体系化されていなくて、未了なのです、これからもうちょっと改善しなきゃいけないという自己評価にしている理由でもあります。

したがって、御指摘されたことは一々、我々にも心の痛いことであり、やらなきゃいけないと思っていることではありますので、うまく表現できるようにしていきたいと思えますし、それから、いろいろな材料がその周りにあるのだということも、先ほどちょっとこ



の資料の中では省略をさせていただいていると申し上げましたが、エビデンスをいろいろつけてくれという要請がございますので、そういう中で、少し工夫をして、我々としてやっていることのアピールがきちんとできるように対応したいと思います。

山本会長 ありがとうございます。

それでは、ほかはいかがでしょうか。

お願いいたします。

芳原委員 芳原です。

今度、通し番号の6ページ(資料1-1 5ページ)の提言10のほうなのですが、検査官の、これは多分、前の検査制度の話のところでもちょっとさせていただいたのですが、検査官の訓練及び再訓練の改善というところで、いわゆる再訓練のところについては、今、どのようなことをお考えになっていて、それをIRRSミッションでどういうふうに出していく予定なのかというところについて、教えていただければと思います。

古金谷検査監督総括課長 検査総括課の古金谷でございます。

検査制度のほうで、制度とあわせてこういった教育訓練のプログラム、人材センターと一緒に検討しております。その中で、これもやはりNRCのほうでもある程度再訓練のプログラムがございますので、そういったものも参考にしながら、まず資格を取るのに必要なプログラムというのを今、用意しております、それは若手の方を中心に始めたところがございます。

再教育ですね、そちらのほうの訓練も今、議論しているところでございまして、例えば、どういった制度がこの2年、3年で変わったかとか、あるいは、どんな運転経験、どんな事例があったかとか、そういうようなことを講習ベースで、研修ベースで紹介して共有するとか、そういうことは今、考えております。あと、またシミュレータの訓練を受けるとか、そういったちょっと3年で更新するような形を今、考えておりますので、そこに必要なプログラムについては、今、まだ議論しているというところでございます。

山本会長 ありがとうございます。

それでは、時間もありますので、次の勧告等で要求されている内容に必ずしも合致しない対応をとるというところにつきまして、通しページでいうと、7ページ(資料1-1 6ページ)なのですけれども、こちらについて、御意見をいただければと思います。

まず、一番最初、榎田委員のほうから、一番冒頭に御発言いただいたものをもう一度お願いいたします。

榎田委員 榎田です。

勧告の7につきまして、先ほど質問をさせていただきました。この許認可のプロセスに組み入れるべきであるということに対して、必ずしもそうしないのだけれども、別の対応で自主的に対応できているのですという、何といたしますか、説明をされる予定というふうに理解いたしましたけれども、疑問というか、この今日、先ほど説明いただいた内容ではわからないのが、代替手段で勧告を自主的に何というのですかね、カバーしているといいたまいますか、ちゃんと目的を達しているのですということの説明の充分性がちょっとよくわからなかったので、多分、現実的にこういうことをしていますという説明をいただくと、なるほどということになるかなと推察しまして、質問させていただきましたので、何か具体的にはこういうことなのですかというのを説明いただけるとありがたいと思います。よろしくをお願いします。

山本会長 いかがでしょうか。

志間統括調整官 勧告7の業務規程の変更をした部分だと思いますけれども、こちらは実際にレビューを受けた際に、施設検査を登録検査機関が行って、その検査結果が規制庁に報告されるのですけれども、その検査を行った翌月の末に規制庁のほうに送られるといったところがありました。これもちょっと期間が遅いのではないのかといった問題視されたといったところもありましたので、ここの部分については、登録検査機関の業務規程を改正して、すぐに検査結果を規制庁のほうに報告するようにいたしましょうということで、この勧告7の対応を補完するというか、このレビューの中で問題視されたところについての改善を図るといった対応をとるということにしたものでございます。

榎田委員 ありがとうございます。

今の内容ですと、必ずしも勧告どおりに行わないということではなくて、むしろそれに沿った形で実際に体制、あるいはシステムを改善したということになるような気がするのですが、わざわざ必ずしもそのとおりに反映していないというふうにカテゴライズされる意味は、どういうところにあるのでしょうか。もっと素直に文書化してというか、回答をつくれればよいような気がするのですが、ちょっと複雑な取扱いだなというのは、何か意味がほかのどの、何といたしますか、並びで、こうしておいたほうが説明しやすいのだというようなものがあるのでしょうか。差し支えない範囲で教えていただければと思います。

志間統括調整官 こちらの勧告7の指摘は、施設検査の結果、合否判定を許認可プロセスの中に入れなさいと。それを施設検査の結果も含めて、許認可を判断しなさいという内

容でございましたので、それに対してはしないと。許認可は許認可で規制庁のほうが行って、その後、その許認可した内容に沿って、実際の施設ができていくかどうかというのを施設検査で登録検査機関が確認して、合否判定をしますので、登録検査機関が合否判定した検査結果をまた規制庁に持ってきて、その規制庁が許認可を行うといったプロセスにすることをレビュアーは勧告では求めているのですけれども、そういったことはしないということで、ここはしっかりと書き分けているような表現にしております。ですので、勧告に必ずしも適合しないといったジャンルにカテゴリーしております。

山本会長 よろしいですか。

それでは、このページに挙げられているほかのものでも結構ですので、何か御意見がありましたら、お願いいたします。

芳原委員 芳原です。

すみません、勧告8についてなんですけれども、これは実際のページのほうですが、通し番号の51ページ（資料1-2 44/92ページ）のほうを見ると、原子力施設については、廃止措置実施方針というのを義務付けたというところに対応できているというところで、それはそのとおりだと思うのですけれども。放射線安全のほうでRI施設のほうについては、リスクを見て、グレーデッドアプローチの考え方で対象としませんというところで、これは対応で落とされていますが、恐らくこれは実際に見たときに、では、その判断したときのラインはどういうふうに、具体的なクライテリアはどうされたのですかというところが突っ込まれるのかもしれないなというところがありまして、そこに対する考え方をちょっと補強をしておいたほうがよろしいのかなというふうなところは感じたところでございます。

山本会長 いかがでしょうか。

栗崎管理官補佐（放射線規制部門） 原子力規制庁の栗崎でございます。

御意見いただいた件でございますけれども、これをつくらせていただいたときには、我々として、汚染のないこと等を確認しつつ、現場確認なんかも補強しながらやらせていただいておりますので、書きぶりとしてはちょっとあれかもしれませんが、私どもはこれで説明し切らせていただこうかなと考えている次第なのですけれども。

山本会長 芳原委員、いかがですか。

芳原委員 いわゆる対応として、読んでいて気付いたところというのが、非常に大線源を持っているRI施設と非常に極小の原子炉施設、リスクとしては恐らく大線源を持って

るRI施設のほうがリスクとしては高くなると思うのですが、そのところのロジックは多分施設で縦切りで切っていますという考え方でいけばよろしいと思うのですが、要は、リスクを横で見た場合に、本当に縦割りでいいのかというふうなことを言われたときに、基本的な考え方としてはこうですというところは、少しプラスアルファあったほうがいいのか。言われなければ、それはそのとおり、縦でざっくりの中心値で見ますというところによろしいと思うのですが、そういったコメントでした。

山本会長 では、これはあれですね、フォローアップミッションのときに御留意いただくということでよろしく願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。

角委員 ちょっと教えていただきたいところがあるのですが、勧告2のモニタリング提供者の承認というところで、いわゆる留意点のほうには「規制機関による許認可又は承認のプロセスを適用すべき」というところを書いてあって、かつ、あと、「サービス提供者を直接規制することを求めている」のに対して、対応としては、「許認可取得者の責任の下で一貫して管理を」ということは書いてあるのですが、このモニタリングの技術的品質の管理ということを含めて、これは一貫した管理というのはどういうことをちょっと指しているのかを教えていただければと思いました。

志間統括調整官 一貫した管理というのは、もう許認可取得者の管理のもとで、そういった委託をしている、許認可取得者から委託をしている部分を含めて、許認可取得者に監督をさせるといった考え方でございます。

山本会長 ごめんなさい。マイクを入れていただいてよろしいですか。

角委員 すみません、となりますと、その場合の品質の管理というのも、いわゆる許認可取得者のほうが考えて管理をされるということを想定されておられる。

志間統括調整官 はい。許認可取得者のほうと委託先があるとすれば、委託先との間で協議なり、契約なりを結んでいただいて、監督をしていくといった考えであります。

角委員 わかりました。

山本会長 それでは、ほかはいかがでしょうか。

これはあれですかね、IRRSのフォローアップミッションでは、こういう必ずしも合致しない対応をとるものについては、何か特出しで説明される予定ですか。それとも、ARMの説明の中で淡々と流していくのか、どちらですか。

志間統括調整官 後者を想定しております。

山本会長 わかりました。多分、今日いただいた資料の日本語が「合致しない対応をとることとしたもの」というちょっと書き方になっているので、若干、違和感があるのですが、これはあれですね、勧告で要求されている内容を勧告とは違う方法で対応したという、そういう内容ですよ。

志間統括調整官 おっしゃるとおりでございます。

山本会長 なので、その辺がちょっと英語でニュアンスが伝わるようお願いいたします。

志間統括調整官 はい、承知しました。

山本会長 ほかはいかがでしょう。

では、この1番、2番のほかにも、このARMはかなりのボリュームがありまして、一通りお読みいただいている方も多いと思いますので、全般的に何か御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。どなたからでも結構です

勝田委員 明治大学の勝田です。

説明ありがとうございました。もう既にほかの先生から御指摘があって、重複するところもあるのですが、全体的なコメントという感じです。

まず、全体を見て思ったのは、ちょっと印象論ではあるのですが、やはり謙虚過ぎるところもあって、もっとやっているはずなのに書いていないところもあるのかなと思います。わかりやすい例としては、既に規制委員の人がコメントされているのですが、人材育成事業についてもやっているはずですし、僕が知っているところでも、人材育成事業が助成した事業者の取組、そこに参加した学生が今、ここで職員として働いているというのを聞いたことがあります。なので、それは非常によいことですので、そういうのも多分いろいろあると思いますから、事例としていろいろ入れていくというのは重要なことだと思います。そういう意味では、やはり謙虚過ぎというのは、逆に言えば、もっと積極的に書いてもいいということだと思います。

既に指摘があったように、未了とかの話についても、あまりマイナ斯的な書き方ではなくて、いろんな理由を書いて、ちゃんと自分たちも把握していて、だけど、この程度には、この時期には予定しているというような、あるいは、もっとブラッシュアップしてやりたいことがあるのでこの時期まで延長したいとか、いろんな積極的な書き方があると思います。特に海外のレビュアーはやっぱりそういうところを見るとと思いますので、そういうのは全然思い切って変えてもいいと思います。

逆に言えば、完了のほうについても完了で終わるのではなくて、いつ終わったのかというのは非常にレビュアーにとっては重要な情報だと思います。この取組については時間がかかったのか、あるいは、時間がかかったときにどういう理由で時間がかかったのか、あるいは、時間はかかったけど、これは予定どおりだったのかとか。向こうが見たいのは、何か重箱の隅をつつくというよりかは、日本側がちゃんと自分たちの問題点を理解していて、どういうふうにそれに対応しているかという、その能力を見ていると思うので、完了についても、もうこの時期には完了したとか、もっと具体的な例を出してもいいような気はします。

一方、やはり日本のこういう正式な報告書でありがちなのですが、どうしても形式的になってしまふところがあって、ただ、やっぱり海外の人から日本の事情ってわからないところもありますから、こういう機会を通して、日本の特殊といたら変ですけど、日本の現状をなるべく伝えるということにも利用したほうがいいよと思っています。

例えば、今日、既にあったグレーデッドアプローチの話もあるのですが、今回、炉安審から指摘されて、まだ未了になっているということで終わってはいるのですが、僕が見る限りの話なのですが、違うかもしれないんですけど、僕はどっちにも属しているわけではないので、淡々と見ているわけなのですが、やはり大学とか事業者の人から見ると、かなり負担が大きいという話は聞くときもあります。一方で、規制側としては、別にグレーデッドアプローチをしたくないわけではなくて、基本的にやっぱり福島事故の後があって、こういう仕組みをつくって、まずはみんな守ってしてくださいということをちゃんと求めているという話だと思います。

僕から見ると、どっちも悪いわけではなくて、やはりまだちょっとコミュニケーションが必要な気がしています。もしかしたら、今回、大学関係者が多い炉安審から指摘を受けて、しかもまだ未了というのは、もしかしたらそういうところに理由があって、なかなか進められないということがあるのかもしれないです。もしそうであれば、別にそれは隠す話ではないので、ちゃんとそういうのは正式に話して、こういう特に海外の人はわかりづらいこういう状況があってと。ただし、この問題点は理解していて、そして、いつまでにやるとか、そういうふうに正直に書く、それは本当だったらですよ。違ったらすみません。そういうのを書くというのは非常に重要なことかなと思いました。

すみません、ちょっと雑駁なのですが、以上です。

山本会長 ありがとうございます。

いかがですか。

志間統括調整官 貴重な御意見ありがとうございます。まさにいただいた御意見を踏まえまして、今後の修文なり、表現ぶり等を工夫したいということを考えてと思います。どうもありがとうございます。

山本会長 これはあれですかね、実際はフォローアップミッションで説明するときは、先ほどこのARMを使って説明されるという話だったのですが、これは何か補足資料を使ったりもされるのですか。

志間統括調整官 必要に応じ、補足資料もフォローアップミッション本番のときに、必要であれば、ARMとは別に出すということも考えております。

山本会長 わかりました。多分、今、勝田先生の御意見で、なかなかこういうARM本体で書けないところは、そういう補足資料とかを使って事情を説明するという、そういうアドバイスだというふうに御理解いただいたらいいのかなと思います。

志間統括調整官 ありがとうございます。そのように受け止めたいと思います。

山本会長 ほかはいかがでしょうか。

桐島先生。

桐島委員 桐島でございます。

各論で少し質問させていただきたいのですが、3.10、改善措置計画の中のページ番号というと、全体のページ番号35ページ（資料1-2 28/92ページ）、IAEAの安全基準の要求として、「研究開発業務のような手段により、安全に対する規制枠組みとの関連で醸成されなければならない」と、能力向上を求めている話だと思うんですけども、この中で自己評価で要改善の中……、この要求内容の下段で、内部TSOである技術基盤グループは施設を持っていないと。外部TSOのJAEAにおける安全研究は十分とはいえないと。かなり厳しいことが書いてあると思うのですが、これに対する対応として、安全研究を強化して、かつ、研究分野の協力を強化すべきであるという対策を立てたと。これに対する対応状況を一番最後に書かれていて、原子力規制委員会は人を外来研究員としてJAEAへ送るようにしたと。また、共同研究もやるようになったというのが書いてあって。

これは、交流強化としてはこれでよろしいかと思うのですが、そもそも最初の段に書いていたJAEAにおける安全研究が十分でないといった指摘や技術基盤グループには研究施設がない。つまり、実力そのものを上げる仕組みも必要だよと。改善措置計画の中には、基盤研究の強化というのを出ているのですが、その対応があまり見えてこないの

すが、こちらはどうなっているのでしょうか。

山本会長 これについては、いかがでしょうか。何か補足できることはありますか。

桐島委員 すみません、協力の強化は見えるのですけれども、研究能力自体の強化というところが見えてこないのですが。

志間統括調整官 ちょっと現時点で、能力のそのものの強化に当たる対応をとったかどうかといったところは資料はございませんので。

桐島委員 なるほど。

志間統括調整官 ちょっと現時点ではお答えすることはできません。

桐島委員 ただ、自己評価結果としては完了になっているのですよね。

志間統括調整官 はい。これは人的な能力を強化したといったところで、これでもう対応はできたという評価をしております。

山本会長 多分、ちょっとそれでは、実際、フォローアップミッションのときにレビュアーの方のコメントに答え切れないのではないかという御懸念だというふうに理解しました。

志間統括調整官 承知しました。

山本会長 これはいかがです。櫻田さん、何か補足ありますか。

櫻田原子力規制技監 規制技監、櫻田です。

ちょっとどのページなのかわからなくて、今、探したのですけども、ようやく見つかりました。

規制庁には、御案内のとおり、研究職として採用しているスタッフがおります。行政職ではなくて、研究を行うという特別な扱いをする公務員の整理ですけども、この職員として採用された者は、もちろん採用時点で既に博士号を持っている人もいるのですけれども、多くは大学院の前期課程というのですかね、修士号で採用されるということが多くて、まだ研究者としてのレベルという意味では、一人前とまではいかないという、そういう方々がかなりおります。

そういうところで、しっかりと原子力規制委員会の職員として、規制行政を支える研究を行う能力をつけてほしいと、こういうイニシアチブを委員会からもいただいております。それに応える形で、ここに書かせていただいているのもその一環なのですけれども、実際に設備が六本木ファーストビルにはないので、そういうものを持っているJAEAでありますとか、あるいは大学と協力関係をつくらせていただいて、そこにある程度、一定の期



間、出かけて行って、研究に携わるといふ、そういう経験を積ませていただきながら、二、三年かけて博士号もとるといふようなことも支援していこうではないかと。そうすると、その研究に若手が従事することによって、今までこのビルの中で仕事をしてきた予算上の委託契約を運用するよふな、そういう執行業務みたいなことができなくなってしまうわけですが、そこはほかの残った方々で対応しようといふことで、ある一定の期間、研究に専念させて、研究能力を高めさせようといふ、そういう考え方を内規でもないのですけれども、関係するセクションの合同の文書として定めまして、ある種の若手の研究職の育成をするよふなことを今年から正式な形でスタートをしています。

もちろん共同研究は昨年からはじめていますけれども、それを更に深掘りする形で進めていこうといふことを始めているといふことは、ちょっと御紹介しておきたいと思いますが、そういったこともあわせて、ARMの中でもう少しアピールするよふなことも考えたほうがいいといふ感じもいたしますので、検討させていただきたいと思います。

桐島委員 内部、外部両方のTSOの技術能力の維持向上についても、どんな取組があるかといふのは、これは書いたほうがいいと思いますので、今、おっしゃられていたのは人材育成のところだと思うのですけれども。

もう一点だけすみません、非常に細かいところだけよろしいですか。

山本会長 どうぞ。

桐島委員 この報告書全体を読んでいて、「余裕深度処分」といふ言葉と「中深度処分」といふ言葉が両方出てきていて、混在しているのですが、これは意味があつて混在させているのか、それとも、直し忘れなのか、いかがでしょうか。

志間統括調整官 すみません、こちらはイニシャルミッションを受ける前の状態のものが黒字で書いてありますけれども、恐らくその時点ではまだ「中深度処分」といふ言葉が定義されていなくて、「余裕深度処分」といふ表現になっております。このイニシャルミッションを受けた後、「中深度処分」といふ名称が定義されておりますので、それ以降の対策とか対応に資するものについては、「中深度処分」といふ書き方になっているかと思ひます。

桐島委員 ただ、青字の中にも「余裕深度処分」といふ言葉が幾つか残っているよふに見受けられましたので。

志間統括調整官 そこは直し忘れになりますので、修正させていただきたいと思ひます。

桐島委員 わかりました。

志間統括調整官 すみません、ありがとうございました。

山本会長 ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

芳原委員。

芳原委員 芳原です。

未了となっている勧告4についてなんですけども、これは右下の通し番号でいうと、25ページ（資料1-2 18/92ページ）でいいますと、勧告内容の のところで「適切な横断的プロセスを実施し」というところがあるのですが、これについては、恐らくは資源の最適化を通して、組織パフォーマンスを向上してくださいというところが多分そのベースにあるところだと思います。

そうなりますと、この下の対応状況だけを読んでいると、そのベースとなる哲学がどうで、それが結局は組織ミッションのコミットメントの深化というところにはなると思うのですけれども、組織ミッションから個別プロセス、橋渡しの部分について、ここで見えるようにするのか、それとも口頭で聞かれたときに説明できるようにしておくのかということはあると思いますけど、明確にしておく必要があるのかなというところは感じたところです。

山本会長 いかがでしょうか。

志間統括調整官 ありがとうございます。コメントを踏まえて、フォローアップミッションの本番のときには、レビュアーに対してしっかりと答えられるように準備したいと思います。ありがとうございます。

関村部会長 ありがとうございます。関村です。

私からは個別のところではなくて、今、三つに分けて我々はこの自己評価報告書に関する件について、コメントをさせていただいたわけですが、そもそも規制委員会から炉安審・燃安審に委託された事項というのは、IRRSにおいて明らかになった課題について評価、審議をせよということでした。

それで、最初のIRRSの評価を受けるに当たって、この前の段階の自己評価報告書を規制庁が取りまとめられたということについては、私、個人的にも極めて適切に全体像を把握して、それを進めていくという意図をきちんと持って、IRRSを受けられたということについては、高く評価をさせていただいているというふうに何回も発言をさせていただきました。

一方で、本日は、フォローアップミッションを受けるに当たって、全体像をどうするかという枠組みの中で議論を三つに分けて御審議をいただいていたというふうに考えられるわけですが、一方で、この題材が自己評価報告書の内容について、どのように考えるかというところに少し狭い意味になってしまっていて、やはり我々、炉安審・燃安審としては当然、この自己評価報告書がいいものになっていくことは適切だと思うのですが、やっぱり規制がよりよいものになっていって、国際的なピュアレビューを受けて、指摘を受けたことを更に発展させられるという、そういう体制の基盤ができているというところが重要な考え方かなというふうに思っています。

どうしてかという理由は、もうあえてここで言う必要はないのかもしれませんが、先ほどIRRSについては、炉安審・燃安審で審議するのはこれで最後だというようなお話もありましたので、ちょっとコメントさせていただきますと、以前もIRRSは以前の規制機関である保安院が受けていらっしゃる。そのときには、フォローアップミッションまで行かなかったわけですね。指摘を受けたものを聞き放しであったということの反省を受けて我々は、我々といいますか、規制委員会、規制庁というのはこのような形でフォローアップミッションを受けて、よりよい規制にしていくためにはこういう課題が更に残っています、ここは御指摘のところを更によりよいものにしていくということを完了とは言っているけど、マネジメントシステムの中を含めて、いいものにしていく、改善をしていくということを決意を表明していただいている、そういう決意表明書というのが今回の自己評価報告書全体像であるというふうに考えていいのかなというふうに思います。

したがって、御説明の仕方も、今回は指摘を受けた勧告、提言等で受けたものに対して、そのとおりこのように改善をしましたという点と、我々はこういう意図を持ちながら、こういう制約もあるので、こういうふうによくしていきますよというところを今、御審議いただいていることになる。さらに、それ以外の面でも、日本の原子力安全規制というものは、こういうふうによくしていくのですよということもしっかりと行っていただくというのが3番目のカテゴリーだったかなと思います。

そこがまだこの自己評価報告書の中には、背後にはちゃんと流れているわけですが、しっかり見えてこないというところがあって、では、英語で表現するにはこういうふうにしてくださいという御指摘も、御指導もいただいていますし、どういう観点で別のこと、別の表現の仕方もこの中に入れていただく、あるいは、フォローアップミッションのときにはしっかりと提示をしてくださいねという御意見もいただいたというところかなという

ふうに思います。

こういう点をもう少し整理をしておいていただいて、自己評価報告書だけがフォローアップミッションの重要な点ではなくて、皆さんがどのように意図を持って、いい規制をしていくかということをお話をいただけるということのベースを今、ここに出していただいたという段階だというふうに考えていますので、ぜひ、そこはお願いをしたいと思います。

それから、もう一つ言い忘れたことを一つだけ指摘をさせていただきますと、IRRSのミッションを受ける前の自己評価報告書というのは、法改正につながるような、原子炉等規制法の法改正につながるような要素というのをしっかりと規制庁の中でももんでいただいた上で、自己評価報告書の要素というのは整理をしていくということができ上がってきたのかなというふうに思います。こういうことについても、法的には日本の法律でしっかりと規制をするわけですから、制約条件になっているところがあり、それ以外の面でIAEAのGSRの幾つか、このパートのこれにはこういうふう書いてあるので、そこをこのように運用していきます。しかし、文言どおりにはこういうふうにはいきませんよということも規制をよくしていくために必要な要素であるということも、多分説明されるのだろうと思いますね。

こういうところについて、自己評価報告書の中だけではわからない点がまだ少なくとも炉安審・燃安審の委員としてはあるところがありますので、これで終わりと言わないで、どのようによりよい規制にしていくかというところを改めて規制委員会から炉安審・燃安審に委託をしていただくということもできれば、元々の意図がうまく実現できるようになるのかなと。規制委員会、規制庁として考えていた。それから、炉安審・燃安審がこれだけの時間をかけて、助言をさせていただいてきた、その意図がうまく実現できるようになるかなというふうに思いますので、ぜひ、ここだけおしまいというふうにならないような工夫を規制庁として、していただくことを私からはお願いをしたいと思いますというふうに思います。

少し雑多な言い方になってしまったので、まとまっていない部分があるんですが、炉安審・燃安審というのは、そういう役割を果たしていきたいという思いがあるのかなというふうに考えていますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

山本会長 いかがでしょうか。多分、二つありまして、一つはフォローアップミッションのときの説明の仕方、先ほども議論がありましたけど、その話と、あと、フォローアッ

プロミッションの後も含めて、どう関与していくか。二つ観点があったと思いますけど、これは事務局のほうからいかがでしょうか、何か補足ありますでしょうか。

森下原子力規制企画課長 規制企画課の森下でございます。

現在のこの炉安審・燃安審のミッションは、原子力規制委員会のほうで四つほど決めていただいているというのが、これもその一つでということやっていただいております、そのうちの一つについて、ようやくここまで御意見いただきまして、またまとまってきましたので、それはちょっとこれを一つ成就させるというのをした後で、今後、どのようなミッションが必要かというのは、また全体を見まして、議論が必要になってくるかなというふうには思っております。

現時点は、このミッションについて、全力でしていただくというのをまずはやっていただければと思っておりますので、その次、これが終わるのかどうかというのはちょっとありますけども、どうなるかも踏まえまして、また議論が必要になるかもしれないと思っております。

関村部会長 ありがとうございます。言いにくいことをわざと言わせようとしているわけではございませんので、ぜひ、そういう意図を持っているという意見もあったことは、当然、議事録に残りますので、検討要素になっていければいいかなという希望を述べさせていただきました。そういう意味では、広い御検討を活性化していただくことをお願いをしたいと思っておりますし、その中のIRRSの位置付けというのは極めて大きいことは明らかだと思いますので、ぜひ御検討を更に続けていただければということでございます。よろしく申し上げます。

山本会長 あともう一つは、フォローアップミッションで使われる資料というか説明の仕方の話なのですけれども、やっぱり先ほどからの御意見を聞いていると、このARMは非常に説明の中心となる重要な資料なのですけれども、必ずしもこれだけでは、我々の意を尽くせないのではないかという御意見が複数あったように思います。

それは、例えば最初に出ました酌むべきポイントであるとか、先ほど関村委員のほうから御発言がありました全体としてどう考えて、こういうような規制の改革・改善をしているのかと。多分、その辺の補足資料を恐らくつくられるのだと思いますけど、例えば、それはあれですかね、我々が何か見るとか、そういうようなプロセスというのはあり得るのでしょうか。

志間統括調整官 こちら今回、皆様からいただいた指摘を踏まえて、この自己評価書、

ARMに反映するものというものは、こちらエビデンスも含めて、すみません、自己評価書につきましては、今後また修正したものを原子力規制委員会のほうにかけて、セットするといったプロセスを踏もうと考えております。その時点で、公開することはできますので、それで情報共有するといったことはできると思いますが、フォローアップミッションの本番のときにやりとりする資料というのは、ちょっと現実的にはそういったものについて、炉安審・燃安審にお諮りするとか、御助言、評価をいただくといったもの、そういう機会はちょっと来年の1月までの間にはないかなというように考えております。

山本会長 わかりました。多分、今日の議論で、炉安審・燃安審のほうは、委員の方の意図というのは十分伝わったと思いますし、それを酌んで当日御説明いただけると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、ほかはいかがでしょうか。

勝田先生。

勝田委員 明治大学の勝田です。

もうほとんど補足にはなるのですが、まず一つ目の関村先生の話については、本当にそのとおりで、特に今回、完了という言葉があって、その完了の説明のときに、状況に応じて継続的に改善すると書かれていたのですが、本当だったら、このARMには、具体的にどういう方法で継続できるということも書いてもいいと思うのですが。例えば、何か状況に応じて、改善するときに、ここで諮るとか、ここがチェックするとか、いろんなやり方はあると思うので、これは完了の話ではあるのですが、そういうふうに継続的にやっていくということは、やはり何らかの試みがあると思うので、炉安審の活用というのものもあるのかなと思いました。

二つ目の山本先生の話も、僕も最初、このエビデンス資料はちょっとここでは議論しないという話だったので、ひっかかったところがあって、本当は証拠としての証明するための書類なので、その文書が正しいかを見るためには、それもセットではないとちょっと見られなかったのが、文章が読みづらいところがありました。なので、当日、本当に使う資料はともかく、少なくともこの文章を証明するためのエビデンスの資料なので、こちらとしては、それを突き合わせて見たかったなというのは印象としてあります。

以上です。

山本会長 ありがとうございます。

何かありますか。よろしいですか。

志間統括調整官 すみません、文書証拠はちょっと大部になるために割愛させていただきましたけども、今後、また御審議いただくようなことがある場合には、しっかり気をつけて文書証拠もつけたいと思います。ありがとうございます。

山本会長 ほかはいかがでしょうか。

大体、よろしいですかね。

どうぞ。

大井川委員 すみません、ちょっと個別で申し訳ないのですが、提言3かな。許認可取得者との連絡というところで、右下のページで31ページ、真ん中で24/92ページの対応状況ですが、1段落目のところ、事業者のほうからコミュニケーションに関して、特段の改善要求がないことを確認したとありますけども、これは本当に大丈夫ですか。割と原子力機構もそうなのですが、意思疎通がまだ十分ではないなと思われるようなところが幾つかあるような気がするのですが、この調査がここでいうところのそういうコミュニケーションが良好にいつているかどうかということを確認したものであるかどうかということを確認したかったんですけども。

志間統括調整官 こちらの調査は実際に事業者と面談を行いまして、調査をしたところ、実態上問題がないという回答が寄せられましたので、このような回答にさせていただいております。

大井川委員 IRRSのフォローアップミッションで、また事業者への個別ヒアリングみたいなものもあるのですか。

志間統括調整官 今のところは想定しておりません。

大井川委員 了解です。

山本会長 これは完了になっているのですけれども、今後、何もしないということではないと思いますので、特に問題ないかなと思います。

さて、それでは、今日は長時間にわたりまして、いろいろ御意見をいただきました。このIRRSのフォローアップにつきましては、かなりの回数の審議を重ねてまいりましたということで、今日、いろいろ御意見いただきましたので、今日いただいた御意見を反映して、今後のフォローアップミッションを適切に対応していただくように、よろしく願いいたします。

あと、今日、欠席の委員が多数おられますので、この会の後でお休みになられた方から御意見をいただくように、規制庁のほうで手続をお願いいたします。

さらに、本件につきましては、適切なタイミングでこれまでの議論を原子力規制委員会に一度報告したいというふうに考えております。関村会長と私のほうから原子力規制委員会に報告するというので、そのための段取りをしていただくことをお願いしておきたいというふうに思います。タイミングにつきましては、事務局のほうで調整をお願いいたします。

それでは、ここまでよろしいですかね。

そういたしますと、その他ですね。事務局のほうからお願いいたします。

森下原子力規制企画課長 原子力規制企画課の森下でございます。

まず、今日までの炉安審・燃安審での審議事項の原子力規制委員会への報告につきましては、準備といたしますか、段取りをさせていただきたいと思います。両会長におきましては、よろしくお願いいたします。

それから、次回の審査会のお知らせということになりますけども、次回は今年の12月23日、月曜日の午前10時から開催をしたいと考えております。また御案内を別途させていただきますけれども、予定に入れていただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

山本会長 ありがとうございます。

そういたしますと、本日の議題は以上で全て終了ですけども、全体を通じて何か御発言ございますでしょうか。

どうぞ。

芳原委員 すみません、芳原です。

今日のIRRSミッションのものについては、大分議論が出たのでよろしいかと思うのですが、ちょっとこれとは外れる話で、先月の原子力規制委員会、21日の議題8で、小野管理官が御発言されたNSRRの設工認申請漏れについて、現在、既に動いている施設について調査ということで、事業者は大分負担をかけながら、調査をしている、それが進んでいるところなのですが、この調査について、設工認申請漏れの事項のサーベイランスで終わらないようにと。これは、今後、規制基準が改定されるたびに問題となり得るポイントになりますので、このような抜けを出さないような仕組み立てを規制庁のほうでどう作り込むのかといったところ、多分、今後の原子力規制委員会のほうでも議題にはなると思いますが、そこが抜けないようにというところをしっかりとリマインドしていただければと思います。



山本会長 では、これは御検討いただくということによろしいですね。

それでは、ほかはいかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、長時間にわたりました御審議ありがとうございました。本日の議事は、これで終了いたします。お疲れさまでした。

以上